

2014年12月

＜連載＞わが国の輸出入手続の効率化に向けて

(その3 輸入手続の改革目標と海外事例)

平田 義章

国際ロジスティクス アドバイザー

3. 輸入手続の改革目標と海外事例

WCO（世界税関機構）は、2001年の米国同時多発テロ以来、国際貿易の安全確保および円滑化のための基準の枠組み（WCO SAFE Framework of Standards）を2005年に採択し、2007年にはAEOガイドラインを規準の枠組みに組み入れている。WCOの狙いは、民間企業との協力に基づく国際貿易の安全確保と円滑化の両立である。

一方、WTO（世界貿易機関）では、2013年12月のバリ閣僚会議で「貿易円滑化協定」が合意された。当協定は、最終的に採択される見通しとなり、世界の潮流は貿易円滑化の方向にある。WTOは、円滑化協定が実現すると、貿易にかかわるコストが10%から15%削減され、世界経済への効果は4,000億ドルから1兆ドルに達すると推定している。

わが国でもAEO制度が導入され、2006年には特定輸出申告、2007年には特例輸入申告制度などの簡素化手続が制定された。本稿では、AEO輸入手続の現状と改革目標ならびにわが国の制度改革の参考として海外主要国で実施されている輸入手続の簡素化にかかわる事例を取り上げる。

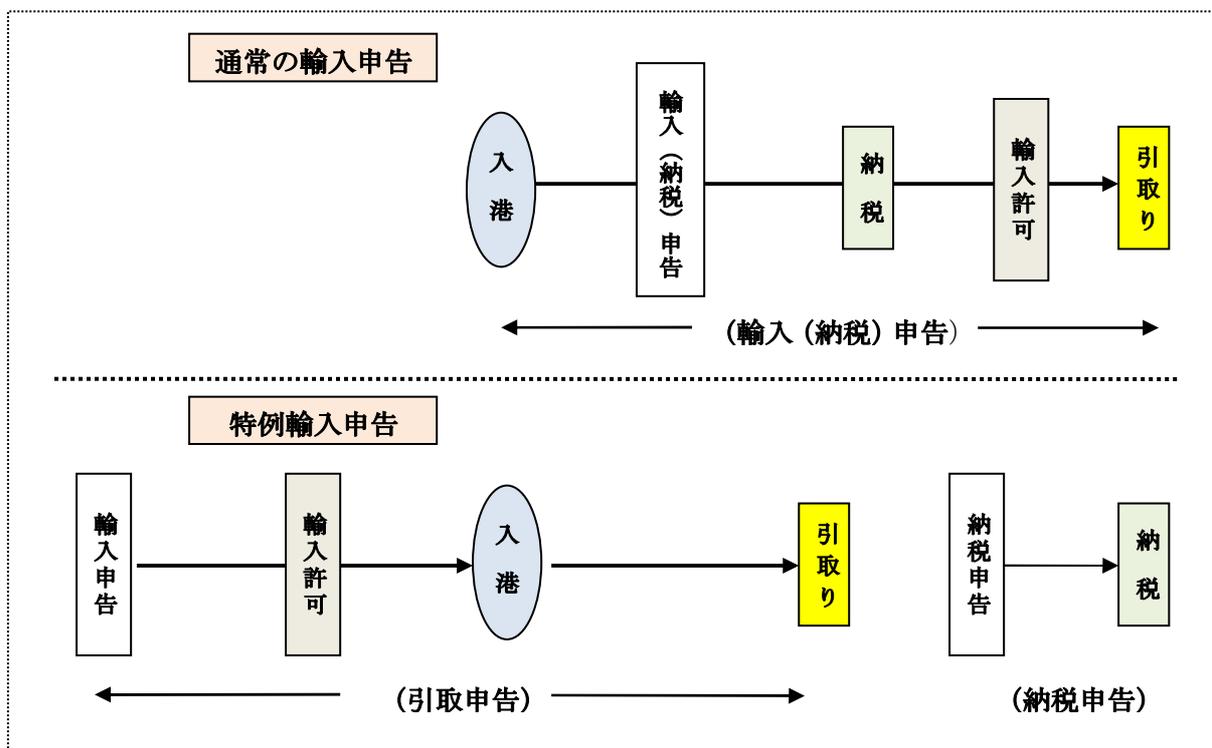
(1) 輸入手続の改革目標

輸出貨物については、「保税搬入原則」の見直しにより“その申告に係る貨物を保税地域等へ入れた後にするものとする”とする規定が外されたが、輸入貨物については、同規定がなお存続している。ただし、特例輸入者または特例委託輸入者が輸入申告を行う場合はこの限りでないとしている¹⁾。すなわち、わが国では、貨物を保税地域へ搬入することなく通関ができることを事業者のベネフィットとみなしている。輸入貨物の申告にかかわる通常の輸入申告と特例輸入申告の手続を図3-1に比較した。

① 特例輸入申告

特例輸入申告制度とは、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として認定された特例（AEO）輸入者が輸入（引取）申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引きとることを可能とする制度であり、次のベネフィットが期待できる²⁾。

図 3-1. 輸入申告の流れ



出所：税関資料より筆者作成。

- 輸入申告（引取申告）は、貨物が到着する前に通関手続が完了する。申告は貨物を蔵置する税関官署に行く。インボイスなどの書類の提出は原則として不要。
- 輸入申告の申告項目が削減される（システムによる申告に関しては、通常の入荷申告では 55 項目、特例輸入申告制度における輸入申告項目は 19 項目）。
- 引取申告時の納税のための審査・検査が省略される。
- 保全のため必要と認められる場合を除き、担保の提供を行うことなく納税申告を後日に行う。
- 納税申告は、後日まとめて行う（1 カ月中に受けた輸入の許可ごとに、または、まとめて特例申告書を作成し、これを翌月末日までに輸入申告を行った官署または本館で行なう（ペーパーレスについては、輸入申告と同様））。

なお、申告手続としては本船が入港する 24 時間前までなど（航空機の場合は、航行時間が 5 時間以上の場合は入港の 3 時間前までなど）に提出したマニフェストと申告書の内容が一致すれば許可が下りる。NVOCC や航空フォワーダーによる混載貨物もそれぞれのハウス B/L を該当するキャリアの B/L と連結させることによりキャリアが到着する前の許可が可能となる。

ただし、オペレーション上の問題点として特例輸入申告の場合、本船が到着する前に申告し許可になるとしても、さらに、本年 10 月 1 日から実施された輸出入申告の 24 時間化

にともない審査区分1（簡易審査扱い：即時許可）の貨物は税関の開庁時間にかかわらず直ちに許可が下りることとなるが、現行の手続ではコンテナがCYに卸されNACCSに搬出が確認（CY搬出確認登録）されない限り引取りができないことから、許可済み貨物の迅速な引渡しについてさらなる見直しが必要である。

現在、輸入者が認定（AEO）通関業者を使用する場合、AEO通関業者は、自らの営業所ごとに、税関が定める対象官署のなかから申告官署を選択し、対象官署内に蔵置されている貨物について、輸入申告および関係書類の提出を選択した官署で行なえる。そして、さらに目下検討中の税関申告官署（輸出入申告官署）の自由化が実現すれば、AEO輸入者はもとより一般輸入者もAEO通関業者を使用することにより、任意の税関官署へ申告書を提出することができることとなる。例えば、輸入者の本社や輸入総括部門へ当該輸入者の申告書を集約し、輸入申告の一元化をはかることが可能となる。なお、輸入者がAEOであれば、輸入申告の総括管理をAEOではない一般通関業者を使用して行うこと、あるいは自ら行うことも可能となる。

また、輸入価格が国際的な相場により決定され輸入の時点では価格が確定しない貨物などについては、この貨物の引取りと納税申告を分離する手続が有効利用されている。しかし、通常の貨物には2度の申告となり、従来の納税後の引取り、または延納制度の利用による貨物の引取りに比較して期待できるベネフィットが少ないといわれ積極的に利用されるまでに至っていない。

② 特例委託輸入申告

あらかじめ税関長の認定を受けた通関業者は、輸入者の委託を受けた輸入貨物について貨物の引取り後に納税申告を行うことができる。例えば、AEO通関業者は、上述した特例輸入申告の場合と同様、輸入価格が国際的な相場により決定され、輸入の時点では価格が確定しない貨物などで、特例輸入者以外の一般輸入者が納税申告をする前に貨物の引取りを望む場合、それらの一般輸入者（特例委託輸入者）から通関手続の委任を受け、輸入申告（引取申告）を行い、先ず当該貨物を引取った後、別途、納税申告を行うことができる。ただし、その際、特例委託輸入者は保全担保を提供しなければならない。なお、AEO通関業者は、同一の輸入者に係る納税申告を一括して行うこともできる。

特例委託輸入申告の場合、特例輸入申告と同様、本船が到着する前に申告をすることができるが、貨物がCYに搬入されたことが確認された時点で許可になる。さらに、輸出入申告の24時間化により税関の開庁時間にかかわらず審査区分1の場合は直ちに許可が下りるとしても、貨物の引渡しは当該貨物がCYから搬出することが確認されNACCSへ通知された後となる。現実的には、当制度は、CYへの到着が確認された後行われる通常の申告と許可の時点は同一である。

通常の輸入申告では納税後許可となるが、特例輸入申告ならびに特例委託輸入申告では引取申告と納税申告が分離されることから、貨物が到着の時点で先ず引取申告の許可を受

け貨物を引取り、納税申告は後日に別途行うこととなる。

なお、WTO の提案にあるように、先ず貨物を引取り、あらためて関税を確定し支払うことが世界的にも望まれる手順とみなされていることから、わが国としても特例輸入申告や特例委託輸入申告制度の有効活用に留意すべきであろう。

参考までに、アメリカでは貨物の引取り後 10 稼働日以内に支払う関税は予想関税であり、リクイデーション（清算）により関税が確定する。また、関税の支払いは輸入者が税関ボンドを購入することにより保証される。引取申告（Release Phase）と納税申告（Entry Summary Phase）の分離はアメリカでは標準的な輸入手続であるが、同様な手続がわが国の輸入手続に有効活用されるか否かについてさらなる検討が必要となる。

日米の制度にみられる実務的な相違点は、アメリカでは引取りの許可は貨物が到着する前に下り、自動通関システム ABI（Automated Broker Interface）および自動マニフェストシステム AMS（Automated Manifest System）を通じそれぞれ通関業者などの申告者ならびに船社などのマニフェスト提出者に通知される。キャリアは税関から通知された許可をターミナルへ伝達し、ターミナルが B/L やコンテナの番号を確認のうえ貨物を引渡すこととなる。一方、わが国では、特例輸入申告の場合は貨物の到着前に許可が下りるが、貨物を保税地域である CY から搬出するためには、ターミナルにおける通例の搬出オペレーションに加え NACCS に搬出の通知（CY 搬出確認登録）をする必要がある。

したがって、到着前に許可を受けた貨物を迅速に引渡すためには、手続の簡素化のみならず作業上の問題をも含めさらなる実務上の改善措置の実行が求められる。具体的には、貨物の引取りは本船が到着する前にすでに許可になっているにもかかわらず、通常の貨物に比べて必ずしも早く引取ることができない。改善策として、許可済貨物のターミナルでの優先取扱いや NACCS への搬出確認手続の簡素化などを検討する必要がある。表 3-1 に日米の輸入貨物の引取り手順を比較した³⁾。

表3-1. 輸入貨物の引取り手順 (海運の例)

手順	日本	アメリカ
1. 申告の開始	<p>a. 特例輸入申告 (特例輸入者)</p> <p>b. 特例委託輸入申告 (特例委託輸入者)</p> <p>・ a. b. とも船社がマニフェストを税関へ提出した後輸入 (引取) 申告をする。</p> <p>c. 一般輸入申告</p> <p>・ 貨物が本船から卸され CY へ搬入された後輸入 (納税) 申告を開始する。</p>	<p>C-TPAT の認定者が否かにかかわらずすべての輸入者または通関業者は本船入港の 5 日前から即時引取り (Immediate Delivery) による引取申告をする。一方、船社はマニフェスト情報を AMS (Automated Manifest System) で税関に提出する。輸入申告は引取申告と納税申告に分かれる。</p>
2. 審査の方法	<p>・ 通関業者は NACCS 経由で引取申告をし、船社も NACCS 経由でマニフェストを提出し、税関は双方を照合する。</p>	<p>通関業者は自動通関システム ABI (Automated Broker Interface) で引取申告をし、船社は AMS 経由でマニフェストを提出し、税関は双方を照合する。</p>
3. 許可の時点	<p>a. 特例輸入申告</p> <p>本船が入港する前に引取りが許可になる (納税申告は後日行う)。</p> <p>b. 特例委託輸入申告</p> <p>貨物が CY に搬入された時点で引取りが許可になる (納税申告は後日行う)。</p> <p>c. 一般輸入者</p> <p>貨物が CY に搬入された時点で輸入 (納税) 申告を行い関税などの支払い後引取りが許可になる。支払い関税は確定関税である。</p>	<p>書類の提出が不要 (Paperless Entry: 日本の審査区分 1 に相当) の場合直ちに許可になる。本船の入港前に CBP (米国税関) から通関業者は ABI 経由で、船社は AMS を通じ引取許可の通知を受ける。</p> <p>ただし、本船が入港した日が正式の引取許可日となる。この段階で CBP は貨物を正式に引渡したことになる。引取り後 10 稼働日までに納税申告 (Entry Summary) を行い予想関税を支払う。関税は引取許可日から 314 日までに清算され確定する。</p>
4. 貨物の引渡し	<p>a. 特例輸入申告</p> <p>b. 特例委託輸入申告</p> <p>c. 一般輸入申告</p> <p>a. b. c. とも NACCS へ搬出を通知した後 (搬出確認登録) CY から搬出ができる。</p>	<p>船社は貨物の許可/未許可をターミナルへ通知。ターミナルは、許可貨物の B/L、コンテナ番号、運賃の支払いなどを確認の後荷主にコンテナを引渡す。CBP は引渡しを許可しており再度 CY 搬出の確認はしない。</p>
5. 日米制度の比較	<p>特例輸入申告は本船が入港する前にすでに許可が下りているが、CY から搬出の際 NACCS へ搬出届けが必要となるため迅速な引取りは難しい。また、ほとんどの貨物が CY 搬入後の申告・許可となるため、特例輸入貨物の早期引渡しについては作業上の改善措置が必要となる。</p>	<p>ターミナルは船社から該当コンテナについてすでに引取許可の通知を受けており、再度、ABI や AMS に搬出を通知する必要はない。ターミナルで B/L とコンテナ番号などを確認し引渡す。また、ほとんどが許可済みまたは中継貨物のため作業上円滑な引渡しが可能となる。</p>

出所：米国税関の資料、米国通関士 Taka Kanazawa 氏の解説、および日本関税局・税関資料より作成。

(2) 輸入手続改革の海外事例

諸外国では輸入手続の効率化に向けての試みを実施されているが、以下にわが国の輸入手続の改善のため参考になる事例を取り上げその概要を解説する。

① 輸入貨物の集中審査

アメリカの輸入集中審査センター (Centers of Excellence and Expertise (CEE))⁴⁾ とは、CBP (米国税関国境警備局) が特定産業にかかわる専門知識を一か所に集中させる戦略的ロケーションを意味する。CEE はそこに多くの税関の専門スタッフを集結させ、輸入する貨物ごとではなく企業 (輸入者) 単位に管理することにより手続の円滑化をはかり、さらに広範な貿易業界と CBP の他の政府パートナーに対する情報・知識の供給源となる。例えば、同一貨物が 30 の異なった港を通じ輸入された場合、30 の異なった方法で輸入通関が行われるが、税関の目標は、特定品目についての知識を産業界と共有し、どこの港を通じ輸入されても、同じ種類の貨物は同じ方法で通関をすることにより荷主のジャスト・イン・タイムのニーズに応えることにあるという。

CEE の設立

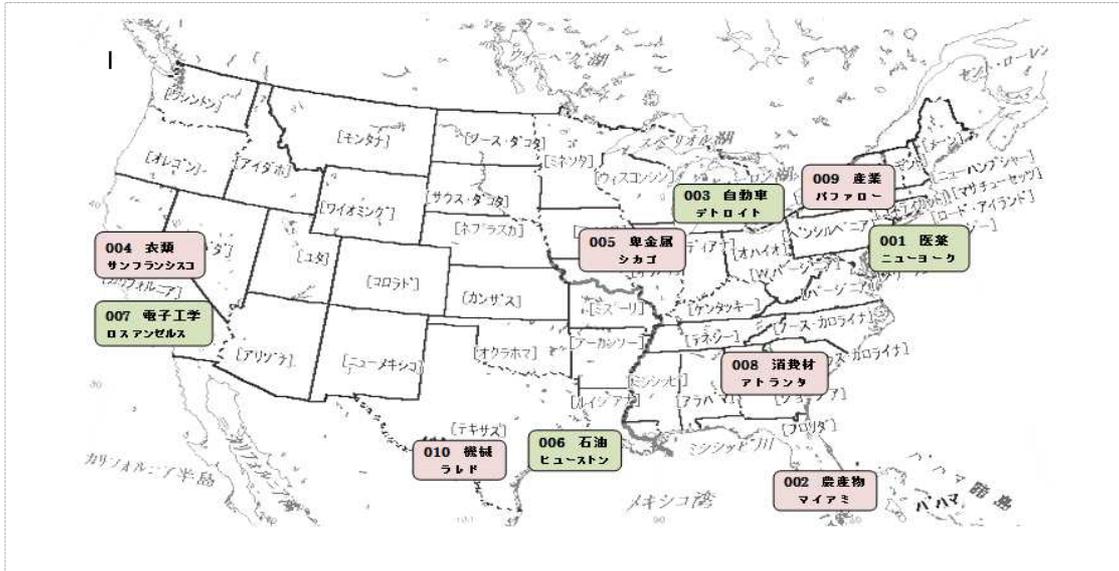
CBP は下記の合計 10 か所の CEE を設立した (図 3-2)。

- (001) 医薬、健康と化学製品 (Pharmaceuticals, Health & Chemicals) — ニューヨーク
- (002) 農業と調整製品 (Agriculture & Prepared Products) — マイアミ
- (003) 自動車と航空宇宙 (Automotive and Aerospace) — デトロイト
- (004) 衣類、履物と織物 (Apparel, Footwear & Textiles) — サンフランシスコ
- (005) ベースメタル (Base Metals) — シカゴ
- (006) 石油、天然ガスと鉱物 (Petroleum, Natural Gas & Minerals) — ヒューストン
- (007) 電子工学 (Electronics) — ロスアンゼルス
- (008) 消費財と大量販売 (大規模小売店) (Consumer Products & Mass Merchandising (the big box stores)) — アトランタ
- (009) 産業と生産物資 (Industrial & Manufacturing Materials) — バッファロー
- (010) 機械 (Machinery) — ラレド

CEE 参加者の資格基準

まず、輸入者が CEE へ参加するためには、申請者は特定業界に属し該当する米国 HTSUS (Harmonized Tariff Schedule of the United States) に定められたそれぞれの品目を取扱うこと (例えば、自動車であれば HTSUS 8701~8711 など)。なお、当初 C-TPAT のティア 2 または 3 および ISA (Importer Self Assessment (輸入者自己評価プログラム) の認定者であることとされた資格要件は廃止された (78 FR 20345)。現在、誰でも参加することができる。

図3-2. CEEの配置



出所：CBP, Centers of Excellence and Expertise Trade Process Document, March 2014 より作成。

センターの運営はバーチャル（電子的）に行われるため、参加者は現行の自動化ツールと納税申告（Entry Summary）の送信については次期輸出入通関自動システム ACE（Automated Commercial Environment）、付属資料の送付はACEポータル、インボイスの送付はDIS（Document Image System）などのシステムを最大限使用することが要請される。加えて、参加企業は通関業者にCEE参加者であることを通知する必要がある。

CEEの運営

引取申告と納税申告の手続に変更はない。CBPの貨物引取後の手続の場所が輸入港から該当するCEEへ移行するだけである。輸入者が複数の製品を取扱い、特定のCEEの区分に該当しない品目を取扱う場合には当該輸入者に最適なCEEが選定される。そして、選定されたCEEが当該輸入者の品目にかかわらずすべての申告を取扱う。すなわち、輸入者は品目別ではなく企業別に管理されることとなる

さらに、CEEは企業と税関職員のため産業界指向のリソースとなる。そして、税関職員と企業のために教育訓練を促進する。それには税関職員の業界の理解を高めるため民間との官民双方に向けた訓練を含む。また、CEEは専属のコンプライアンス部門をもたない中小輸入者にとって重要な資源となる。

CEEは特定産業と企業のセキュリティ強化度を評価し、セキュリティと貿易機能の連携を高める重要な役割を果たす。CBPは他の政府パートナーとの調整役となり通関手続の遅延を少なくする。“国境で一つの米国政府（One U.S. Government at the Border）”を促進する。

申告代理人の責任

通関業者を含む申告代理人は、これまでと同様、輸入と輸出の手續に際し自らの顧客を支援する。これまで港の税関で対応していた引取後の手續については、今後申告代理人（通関業者）が CEE 参加者顧客に代わり該当する CEE で取扱うこととなる。申告代理人は CEE の手續と CBP の貿易手續の改革に対する共同のパートナーである。

CEE の手續 — 現行手續との比較

以下に CEE の稼働にともなう主要手續の変更を列記した。

・引取申告の手續

輸入者が CEE 参加者の資格を取得しても現在の輸入港（Port of Entry）での申告手續に変更はない。検査を含めた貨物の引取りについては現行の手續を継続する。

・納税申告の手續

参加企業はこれまでと同様納税申告を現行の自動通関システム ACS（Automated Commercial System）または次期自動システム ACE を通じて行い、輸入港での手續を変更する必要はない。輸入者が CEE 参加企業として承認され次第 CEE が輸入港、品目にかかわらずすべての納税申告を処理する。

・納税

CEE 参加企業または申告代理人は、これまでと同様すべての申告について該当する輸入港の税関へ支払を行う。月極め支払手續 ACH（自動資金決済センター）により支払いをしている参加者はそのまま継続する。支払金額の不一致、損害金額の査定や回収なども輸入港の税関で取扱う。

・情報の提出要求と決定通知

CEE 参加企業は該当する CEE からのみ情報の提出要求（Request for Information, CBP Form 28）と決定通知（Notice of Action, CBP Form 29）を受領する。回答は直接該当する CEE へ期限内に提出しなければならない。

・関税の清算

関税の清算（Liquidation）通知は輸入港の税関で掲示される。しかしながら、割当品目（クォータ）の申告を除き、参加企業の関税の清算手續は CEE で行われる。

・異議申立て

参加企業または申告代理人は、自動輸入通関システム ABI（Automated Broker Interface）を通じ電子的に異議申立て（プロテスト）を行う。その際、CEE 参加企業は、電子申告に特定 CEE を指定する注を加える。当該 CEE は現行の手續に従いプロテストを処理する。

CEE 参加企業にかかわる業務を業界ごとに特定地域に集中化させることにより、輸入港の税関は、米国国境セキュリティに脅威を与え、消費者の健康と安全を脅かし、米国貿易関連法や知的財産権を侵害し国の経済競争力に重大な影響を与えるハイリスク貨物や輸入

者に対して資源をより効果的に集中させることができる。さらに、この新たな CEE の構想による貿易プロセス効率化の試みは、産業界に手続に要するコストを削減させ、リスクの分散化により正常な貿易の円滑化をはかり、税関の専門知識を増加させ特定業界にさらなる透明性と統一化をもたらす。そして、貿易手続を改革し企業単位の原則のもとで手続を全国化するために CBP と業界は協力しなければならないとしている。

アメリカの輸入通関手続における集中審査は、輸入プロセスの効率化をもたらす新たな企画である。申告手続の全自動化をベースとしており、貨物単位の管理から申告者（輸入者）単位へと税関管理が移行する方向にある。すなわち、セキュリティとコンプライアンスの面で認定を受けた輸入者には手続簡素化のベネフィットを与え、税関資源をさらなるセキュリティの強化と不正輸入の撲滅に集中することができる。

わが国の輸入通関手続も地域税関により各輸入港でそれぞれ個別に管理されており、関税についても各輸入港ごとに査定が行われている。輸入港における水際管理は極めて重要であるとしても、輸入審査の全国規模での効率化をはかるため目下アメリカで試行中の CEE の運営は、わが国の輸入通関手続の改善に向けての事例として参考になる。

② 遠隔地申告

アメリカの輸入手続も ACE（次期輸出入通関自動システム）の開発とともに手続の近代化が進められている。これまで、輸入手続は貨物が輸入される各港で通関業の許可を受けた通関業者により行われてきたが、当該輸入港で通関業の許可を受けていない通関業者も、全国許可を受けることにより自らが通関事務所を設置していない輸入港の税関官署へ遠隔地から申告（Remote Location Filing (RLF)）⁵⁾ し、許可を受ける制度が導入されている。

例えば、横浜税関で通関業の許可を受けているが、神戸税関では許可を受けていない通関業者も、通関業の全国許可を受けることにより神戸に営業所を設置しなくても横浜から通関ができることとなる。

わが国では、輸出および輸入の手続とも税関の管轄下にあることから、アメリカの遠隔地申告の制度は、わが国の輸出入を含めた通関業の運営と通関手続効率化の参考になる。

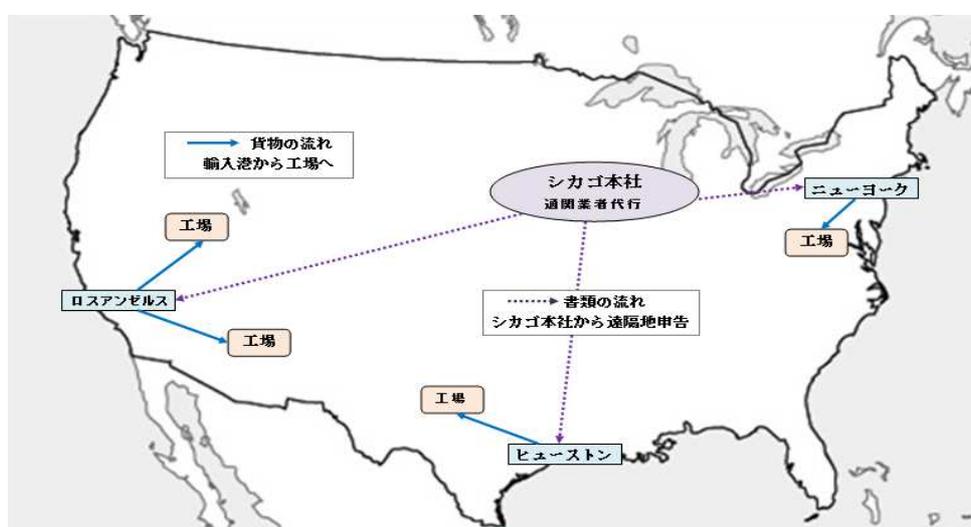
遠隔地申告とは何か

アメリカの遠隔地申告とは、税関申告を電子的に行う方法であり全国許可証（National Permit）を取得した通関業者は、CBP（米国税関国境警備局）が完全な電子交換システムによりプロセスが可能な申告に関するすべてのデータを、貨物が到着する港以外の遠隔地点から遠隔地通関を取扱う到着港の CBP へ電子的に送信する。なお、輸入者は自己のシステムと税関の自動通関システム ABI(Automated Broker Interface) を接続すれば、いずれの港でも電子的に申告することができる。表 3-2 に遠隔地申告の法的根拠を抜粋記載した。

例えば、シカゴに本社を置き、アジア、ヨーロッパや南米から自動車部品を輸入する企

業がロスアンゼルス、ニューヨーク、ヒューストンの各港を通じ輸入する際、輸出者から送付される船積書類を本社で一括管理のうえ、各到着港の RLF 取扱税関へ遠隔地申告をし、許可を受け次第貨物を各港から引取り各工場へ配送する。実務的には、輸入者自らが手続を行うこともできるが、通常、シカゴ本社に駐在する全国許可を受けた通関業者の駐在員が現物検査を含め総合的な手配をする。それにより、これまで、それぞれの輸入港で個別に輸入を手配していた事例に比べ、手続の一元管理により、各工場への納入の早期化とコストの削減が期待できる。すなわち、輸入プロセスの効率化である。図 3-3 に遠隔地申告の例を記載した。

図 3-3. 遠隔地申告の例



出所：筆者作成。

遠隔地申告の資格基準

遠隔地申告の資格を取得するためには、許可を受けた通関業者または輸入者は、以下の条件を満たさなければならない（連邦規則 19 CFR 143.43）。

- ・自動化規準

ABI ならびに EIP（電子インボイスプログラム）の運営ができ、関税、税金および諸費用の電子支払いのため ACH（自動資金決済センター）を使用する。

- ・通関業者は全国許可証を取得する。

- ・RLF 申告は継続ボンドで保証される。

なお、輸入者が自らの貨物の輸入手続を自ら行う場合は、上記の自動化規準を満たし、継続ボンドを取得することが自営化の要件となる。

遠隔地申告プログラムへの参加は、税関当局の審査により認可されるのではなく、申告

者の任意の選択による（19 CFR 143.41）。また、地域許可を受けている通関業者が全国許可証を取得するため申請書に記載すべき要件は次のとおりである（19 CFR 111.19 (f)）。

- (1) 申請者の通関士ライセンス番号と発行日。
- (2) 全国許可のもとで申請者が行うすべての活動を記録する事務所の住所と電話番号。
- (3) 全国許可のもとで申請者が行う行動に対し監督し管理を行う個々の通関士のライセンス番号、事務所の住所、電話番号。
- (4) 許可手数料（Permit fee）と使用料（User fee）の支払領収証。

遠隔地申告の実務手続

通関業の全国許可を受けた通関業者は、貨物が入港する特定の港で通関業を行うための地域許可（District Permit）を受けていなくても、遠隔地にある自社の事務所から当該港の遠隔地申告を取扱う CBP 官署へ申告することができる。なお、輸入者は、自社の貨物を自ら申告するに際して通関業の地域許可や全国許可を受ける必要はない。

以上アメリカにおける遠隔地申告の概要を取りまとめたが、通関業者は全国許可を取得することにより、遠隔地申告の運営に関して実務的に以下の手続が可能となる。

- 輸入者の委任を受け当該税関官署が遠隔地申告を受理する限り、全米すべての輸入港で通関手続を行うことができる。ただし、貨物が現物検査の指定を受けた場合は指定検査場所への配送を含め税関による検査を手配する必要がある。
- 全国許可を受けた通関業者は、自らが地域許可を受けていない地域においても特定顧客の施設へ従業員を派遣し通関申告以外の通関業務にかかわる全米のオペレーションを総合的に手配することができる⁶⁾。

なお、輸入者自らが自社貨物の輸入通関を行う場合は、自ら通関手続を行うことができる。ただし、税関検査を含め貨物の引取りや配送についても自ら手配することとなる。

アメリカの遠隔地申告の基本設定は、あくまでも貨物が最初に到着する輸入港（Port of Entry）でのセキュリティを含めた貨物管理をベースとしており、内陸地域に所在する税関官署を特定荷主の監督税関として税関手続の集中化をはかる EU の集中通関

（Centralised Clearance）とは異なる。ただし、EU 方式でも貨物の現物管理は入国港で行われている。

アメリカの遠隔地申告の申請は通関業者や荷主の任意であり、電子化が資格要件である。大手ならびに中小の通関業者ともビジネス拡大の機会が与えられることとなる。さらに、全国許可を受けた通関業者は、全国規模のビジネス展開のため自己の荷主企業が所在する地域で通関業の許可を受けることなく従業員を当該荷主企業へ派遣し通関業務にかかわる総括的な手配を行うことができる。また、当制度の有効活用により経営の効率化をはかることが可能となる。

表 3 - 2. 遠隔地申告 (RLF) の法的根拠

<p>19 CFR Part 143 Special Entry Procedures Subpart E—Remote Location Filing</p>	<p>連邦規則タイトル 19 パート 143 特別申告手続 サブパート E—遠隔地申告</p>
<p>§ 143.41 Applicability Participation in the RLF program is voluntary and at the option of the filer.</p>	<p>§ 143.41 適用 RLF プログラムへの参加は申告者の任意の選択による。</p>
<p>§ 143.42 Definitions. The following definitions, in addition to the definitions set forth in § 143.32 of this part, apply for purposes of this subpart E: (a) <i>Remote Location Filing (RLF)</i> —“RLF” is an elective method of making entry by which a customs broker with a national permit electronically transmits all data information associated with an entry that CBP can process in a completely electronic data interchange system to a RLF-operational CBP location from a remote location other than where the goods are being entered. (Importers filing on their own behalf may file electronically in any port, subject to ABI filing requirements.) (b) <i>RLF-operational CBP location</i> —“RLF-operational CBP location” means a CBP location within the customs territory of the United States that is staffed with CBP personnel who have been trained in RLF procedures and who have operational experience with the Electronic Invoice Program (EIP). EIP is defined in § 143.32 of this chapter. A list of all RLF-operational locations is available for viewing on the CBP Internet Web site located at http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/trade_programs/remote_locationfiling/.</p>	<p>§143.42 定義 以下の定義は§143.32 (Electronic Entry Filing (電子申告))の規定に加え本サブパート E に適用する。 (a) 遠隔地申告 RLF — “RLF” とは全国許可証を取得した通関業者が完全な電子交換システムにより CBP がプロセス可能な申告に関するすべてのデータを貨物が入国する以外の遠隔地点から RLF を運営する CBP へ電子的に送信する任意の申告方法である (輸入者が自ら申告する場合は ABI の申告要件を遵守することを条件としていずれの港でも電子的に申告することができる)。 (b) RLF を運営する CBP 官署 — “RLF を運営する CBP 官署” とは 米国の税関領域内で RLF の手続について訓練され電子インボイスプログラム (Electronic Invoice Program (EIP)) について実務経験を有する CBP 職員を配置した税関官署をいう。EIP は当章の §143.32 に規定されている。すべての RLF-運営官署は下記の CBP インターネットウェブサイトにより検索ができる。 http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/trade_programs/remote_locationfiling/.</p>
<p>§ 143.43 RLF eligibility criteria. (a) <i>Automation criteria.</i> To be eligible for RLF, a licensed customs broker or importer of record must be: (1) Operational on the ABI (see 19 CFR part 143, subpart A); (2) Operational on the EIP prior to applying for RLF; and (3) Operational on the ACH (or any other CBP-approved method of electronic payment), for purposes of directing the electronic payment of duties, taxes and fees (see 19 CFR 24.25), 30 days before transmitting a RLF entry. (b) <i>Broker must have national permit.</i> To be eligible for RLF, a licensed customs broker must hold a valid national permit (see 19 CFR 111.19(f)). (c) <i>Continuous bond.</i> A RLF entry must be secured with a continuous bond.</p>	<p>§143.43 RLF の資格基準 (a) 自動化規準。RLF の資格を取得するためには、認可通関業者または輸入者は以下の条件を満たさなければならない。 (1) ABI (自動通関システム) の運営ができる (19 CFR 143, subpart A 参照)、 (2) RLF を申請する前に EIP (電子インボイスプログラム) の運営ができる、そして (3) 関税、税金および諸費用の電子支払いのため ACH (Automated Clearing House: 自動資金決済センター) (または CBP により承認された電子的支払方法) (19 CFR 24.25 参照) を ELF 申告を送信する 30 日前までに運営できること。 (b) 通関業者は全国許可証を取得しなければならない。RLF の資格を得るためには、認可通関業者は有効な全国許可証を取得していなければならない (19 CFR 111.19(f)参照)。 (c) 継続ボンド。RLF 申告は継続ボンドで保証されなければならない。</p>

出所：CFR (Code of Federal Regulations:連邦規則) 平田義章仮訳。

注

1) 関税法(輸出申告又は輸入申告の手続)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2 輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該貨物を保税地域等に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

二 当該貨物につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

3 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第十項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第十一項若しくは第十八条第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

2) カustomスアンサー1901 特例輸入申告制度の概要及びメリットおよびカustomスアンサー1903 特例輸入申告制度における個別申告業務について(関税法第7条の2)、同法施行令第4条の2)。

3) 米国通関士 Taka Kanazawa 氏によるアメリカの輸入実務の解説を以下に取りまとめた。

①輸入通関手続

自動通関システム ABI (Automated Broker Interface) に納税申告 (Entry Summary) 用のデータ (インボイス情報を申告用に変換) を入力すると、同時に即引取申告 (Immediate Delivery) も自動的に入力され、その即引取申告のデータを CBP に送信 (申告) すると、荷主のコンプライアンス率や輸入商品により異なるが、約 10~15 分で CBP から引取申告許可のメールが返送されてくる。アメリカでは、本船の入港 5 日前から引取申告ができ許可を受けるが、本船が入港した日が正式の引取許可日となる。申告の日より 10 稼働日以内に納税申告をしなければならないが、関税などを送金するだけであり 2 度の申告とはいえない。

②貨物の引渡し

入港前に引取りの許可を受けた貨物は、その時点で CBP の管轄から外れる。CY では、トラック運転手が持参した DO (Delivery Order) に記載されている B/L 番号、コンテナ番号を照合、AMS 画面で当該貨物に許可が下りていることを確認し、問題がなければ当該コンテナは引渡し (release) される。米国の港より搬出されるすべてのコンテナは放射線ポータルで検査され、問題がなければ搬出ができる。

CY での貨物の引渡しに際して、当該貨物は税関の許可を受けているか、運賃は支払済みか、オリジナル B/L は回収されているか、などのデータはすべてターミナルのコンピュータに入力されており、貨物を引渡して良いか否かはターミナルで確認される。

4) U.S. Customs and Border Protection, Centers of Excellence and Expertise Trade Process Document, March 2014. CEE Frequently Asked Questions. CEE Overview, April 2013. Federal Register (77 FR 52048, 78 FR 20345, 79 FR 13322). その他関連資料による。

5) 遠隔地申告は、税関近代化法のもとで 1930 年の関税法 (Tariff Act of 1930) 第 414 条により認可され

た NCAP (National Customs Automation Program(税関自動化計画)) の一環として導入された。遠隔地申告により申告者は輸入申告と関連情報を CBP に申告し、CBP は完全な EDI システムにより貨物が到着する場所とは異なる場所から税関手続をプロセスすることができる (Federal Register (74 FR 69015))。

6) 通関業者従業員の荷主施設への派遣 (顧客施設で働く従業員) (19 CFR 111.2 (b) (2(i))(A))

全国許可証の交付を受けた通関業者は、地域許可のもとで一か所または複数の場所で通関業務を行っている顧客の施設へ従業員を派遣する場合、そして、当該従業員の業務がその通関業者のため顧客に代わり提供する通関業務に限定され、税関に対する申告やその他書類の申告に関与しない限り、当該通関業者は顧客の施設が所在する地域で通関業の許可を受ける必要はない。